

## 第112回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和7年2月14日（金）午前9時30分から午前9時55分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

### 3 出席農業委員 （8人）

- 1番 宮本 平
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義（会長）

### 4 欠席農業委員 （6人）

- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史

### 5 出席農地利用最適化推進委員 （3人）

## 6 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地転用制限例外の届出について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長

それでは、只今より第 112 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 4 件、報告事項 7 件その他諸連絡となります。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に本日の出席者についてご報告を申し上げます。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 8 名、欠席委員 6 名、本日、農地利用最適化推進委員につきましては 3 名の出席をいただいています。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 10 番藤元委員と 12 番沖委員によりしくをお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 についてでございますけれども、本案件につきましては田中委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づいて、議事に参与することができません。田中委員につきましては、一旦退室をお願いいたします。

(田中委員退出)

それでは No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、相続により取得した農地について耕作が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を取得し栽培品目を増やし営農拡大を図りたい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員 5 番角井委員、推進委員 16 番山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5 番 先日推進委員の山本さんと一緒に現地の確認をしております。電話連絡にて譲受人の奥様の方ですかね、と連絡を取ってお話を伺っております。当該園地がですね現状セイタカアワダチソウとかが生え始めて荒廃が始まったかなというような園地となっております。今回贈与ですけれども地区の方に譲渡していただくことで管理がされるようになったらですねこの前後の園地というのが隣り合った園地はたいへん熱心に管理をされておりましてここが荒れないほうがですね相互的に良いだろうと思います。また譲受人の方からお話を伺った限りでは民泊等で年間を通して色々ところいったものも活用していきたいというお話もありましたし最低限の農機具は持っていらっしゃるということで知人からも借りる予定が現時点ではたっているというのも聞いておりますのでそのあたりは問題ないかなと思います。ただ長期的に見た場合にですねやっぱり農業機械がまったくない、ずっと借り続けるというのは農耕側にも負担になりますので購入は検討してくださいという話と周辺の農地がですね熱心にされるみかん農家さんなので地域の近隣の農家との連携を取りながら栽培を行ってくださいという旨は伝えております。以上です。

議長 続きますして山本委員何かありましたらお願いします。

16 番 特にありません。  
(推進委員)

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。田中委員は入室をお願いいたします。

(田中委員入室)

続きますしてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説

明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本事案については、高齢で後継者もないことから申請地を譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、申請地を取得し、果樹を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員1番宮本委員からその後の補足説明がございましたらお願いいたします。

1番 一昨日ご本人からお話をお伺いしました。本人は5年くらい前から〇〇〇〇に住むようになって本業とこっちでリモートで受注しながら農業をやっているという状況で今後は本業と農業を柱にして半々ぐらいにして生計を立てていけるようになればいいというお話で今回はその足掛かりとなる畑で今回もともと畑を持ってなかった状態で下限面積要件がなくなったことでこういう話ができるようになってちょっと可能性が広がってよかったなと思います。ただ〇〇〇〇自体はどんどん人が減っていて農業をするのになかなか難しい所であるなという話はしたんですが。水も少ないしそれこそ東和の集荷場が統廃合の話も出てきているのでそういった所で結構不利な土地ではあるんですがそういった所を選んで農業をしてくれるという同い年でそういった人がいてくれることで心強いなと思いました。がんばりがずっと続くような営農ができるように僕個人としても支援をしていきたいなという風に感じました。農業技術に関してはもうすでに指導してくれる人がいらっしゃってここ数年ずっとついて仕事してるってことなので柑橘の栽培に関しては問題なくて、タマネギ、ジャガイモほか野菜に関しては機械も小さいものがあるので最初はそれで大丈夫かなとは思いますが私個人も協力できる場所はあるなと感じています。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから12ページをご覧ください。本事案については、相続により取得した農地について、通作距離が遠く耕作が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜や果物を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員1番宮本委員、推進委員17番山根委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番

先日山根委員と現地の確認と状況の聞き取りを行いました。この畑は私の耕作する畑の近くでこの話が出る前に直接私の所に畑を耕作してもらえないかという相談があったんですけど、相続の話を突き詰めていくうちにやっぱり譲受人が先祖代々の畑を人に渡したくないということで近所に住んでてもととここを耕してた人が譲り受けて引き続き耕作するという話で落ち着いたそうです。ただ譲受人の方もそれなりに高齢ですので草刈り機とかをいつまで使えるかわからないとかっていう話もあったので中間管理機構を使って所有者は自分だけでも耕作者は任せるといような方法もありますよといような案内もして今後の10年20年たってもちゃんとこの農地が使われ

ていくように計画を立てていきたいと思いますというような話もさせていただきました。まだまだ大島の農地は先祖代々受け継いだ畑をちゃんと自分で管理していきたいとかっていう話をよく伺うのでこういった農地を大切にしてい  
く、いきたいっていう気持ちっていうのは尊重して畑を使う僕らもちゃんとその畑に  
応えられるような使い方は今まで畑作ってきた人たちの思いもつないでいけるよ  
うにきちっと物を作っていくようにやっていきたいなと思いました。以上です。

議長 はい、山根委員。

17番 (推進委員) 場所は前からよく知っている場所で〇〇〇〇の近くで交通の便が非常にいい  
んですが高齢者だから何年続くかなというのがちょっと心配ですがあとは大きな問題  
はありません。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願い  
いたします。

6番 こういう場合は譲受人は権利は半々になるんですか。

事務局 共有名義ご希望ということです。

議長 他にご質問なりご意見なりありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可  
をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。  
続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1につい  
て、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明  
させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準  
についてご説明いたします。資料は、13ページから18ページを  
ご覧ください。本案件は、昨年7月の総会で農用地からの除外についてお  
諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明いたします。農地  
の区分は、役場久賀総合支所から東南東に約2.6kmに位置する、過去に公共

投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町内に住所を有する宅地建物取引業者で、申請地周辺は分譲しており、将来需要が見込まれるため、新たに建売分譲住宅を建築する計画となります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、融資証明書が添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員1番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 この件に関しましては以前農振地区からの除外というところの一部を転用する案件なんですけれども現地を確認してまいりましたが特にまだ何か手が入っているという状態ではなく畑としてきれいに管理されている状態です。今回に関してはまあ問題はないかとは思うんですけれどもこれから続けて開発していくとなった場合に〇〇〇〇番地のところが別の人の土地ですのでそのあたりの権利などをちゃんと整理しないと今後開発は難しいんじゃないかと思うんで次に転用の案件があった場合などはこちらとしても注意して見ていく必要があるかと思えます。以上です。

議長 続きまして福田委員。

1番 (推進委員) 今の言った通りでございます。別にありません。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程3、報告事項1に移ります。農地転用制限例外の届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告事項1、農地転用制限例外の届出についてご報告いたします。届出人、届出地等は議案書に記載のとおりです。こちらは、農地法施行規則第29条第1項第1号による農家用レストランへの転用届出でございます。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですね。特にご質問などが無いようでしたらこの件報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて日程4、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。家房、西方、油宇、沖家室島、久賀にて6件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は22ページから50ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますのでご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 現在工事が始まっております県事業主体の日良居地区水利施設等保全構造化事業について情報提供としてお手元に資料をお配りしておりますのでご確認ください。次回総会開催日は3月14日(金)午前9時30分から、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は3月5日(水)を予定しております。諸連絡は以上です。

議長 今の諸連絡について何かご質問などがありましたら。よろしいですかね。では以上をもちまして第112回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたしま

す。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和7年2月14日開催の第112回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和7年 3月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_